

みずほりポート

2002年12月2日発行

固定資産に係る減損会計の実務対応

みずほ総合研究所

本誌に関するお問い合わせは
みずほ総合研究所株式会社 調査本部 電話（03）3201-0517 まで。

要旨

1. 企業会計審議会は2002年8月に「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」を制定した。これは固定資産の減損会計の基準となるもので、対象資産とその特定方法、減損額の算定方法、導入スケジュールなど、減損会計の概要を示したものである。
2. 減損会計は、固定資産の収益性などが低下した場合に、その価値の低下を財務諸表に反映させる会計処理である。その処理手続きは、まず、減損の兆候が見られるかどうかを確認する。減損の兆候が見られる資産については、次に、減損損失を認識すべきかどうかの確認をする。減損損失を認識すべきとされた資産について、減損損失額の測定を行い、それを損益計算書に計上するとともに、対象となった資産の帳簿価額を引き下げる。
3. 減損会計適用においては、実際に減損の兆候をどのように見分けるか、資産が将来にわたって生み出すキャッシュ・フローの見積り方法、将来キャッシュ・フローに基づく資産の現在価値の算定方法、複数の資産が一体となってキャッシュ・フローを生成する場合のグルーピングの仕方、本社ビルなどの共用資産や企業買収した際に生じるいわゆるのれん(連結調整勘定)の減損処理の方法などがポイントとなる。また、その他の論点として、減損処理後の減価償却、土地再評価法を適用した土地への減損会計の適用、減損会計の商法上及び税法上の取扱いが挙げられる。
4. 企業が減損会計の導入を前にして準備すべき事項としては、遊休資産について事業化するか売却するかの方針を決定し、事業化する場合はそのための計画を策定すること、減損会計の適用単位となる資産グループを、経営の実態に応じて画定すること、減損会計を導入した場合に財務諸表にどのようなインパクトを与えるかを試算し、その対応策を検討することが挙げられる。
5. さらに、減損会計導入によって、将来キャッシュ・フローの見積りや現在価値算定手法など、これまでの財務会計においてなじみの薄い概念が導入されることになるため、企業において十分な体制整備が必要となる。また、減損会計では将来キャッシュ・フローに基づく資産価値がポイントとなるため、自社の資産の稼動状況を定期的に管理し、資産価値を高めるための収益性管理が求められよう。

(2002年12月2日 社会・経営調査部 植村武志)

目次

1. はじめに	1
2. 意見書に見る減損会計の概要	2
(1) 減損の兆候	2
(2) 減損損失の認識	2
(3) 減損損失の測定と会計処理	2
3. 減損会計の実務対応	3
(1) 減損の兆候	3
(2) 将来キャッシュ・フローの見積り	5
(3) 現在価値算定手法	8
(4) 正味売却価額の算定	11
(5) 資産のグルーピング方法	12
(6) 共用資産の減損認識	15
(7) のれんの取扱い	17
(8) その他の論点	19
4. 減損会計導入に向けた準備	24
(1) 事前対応	24
(2) 社内管理体制の見直し	25
5. おわりに	27

1. はじめに

企業会計審議会は、2002年8月、「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」¹を制定した。これは固定資産の減損会計の基準となるもので、減損会計の対象資産や減損資産の特定方法、減損額の算定方法等についての指針を示している。減損会計は、外部監査を必要とする上場企業や商法上の大会社などに適用されることになる。実際に企業が減損会計を適用する際に必要な細かい取り決めや具体的な規定については、来年夏頃に制定予定の適用指針²で定められることになっており、現時点では不明確な点も多い。しかし、日本企業にとって減損会計導入のインパクトは大きなものになると予想されることから、本稿では適用指針制定に先立ち、減損会計適用のための実務対応と導入に向け準備すべき事項を検討する。なお、減損会計の導入スケジュールは、次のとおりである。

第一段階（早期適用）

平成16年（2004年）3月31日から平成17年（2005年）3月30日までに終了する事業年度に係る財務諸表及び連結財務諸表から適用することができる。すなわち、同期間の期末決算から早期適用ができる。

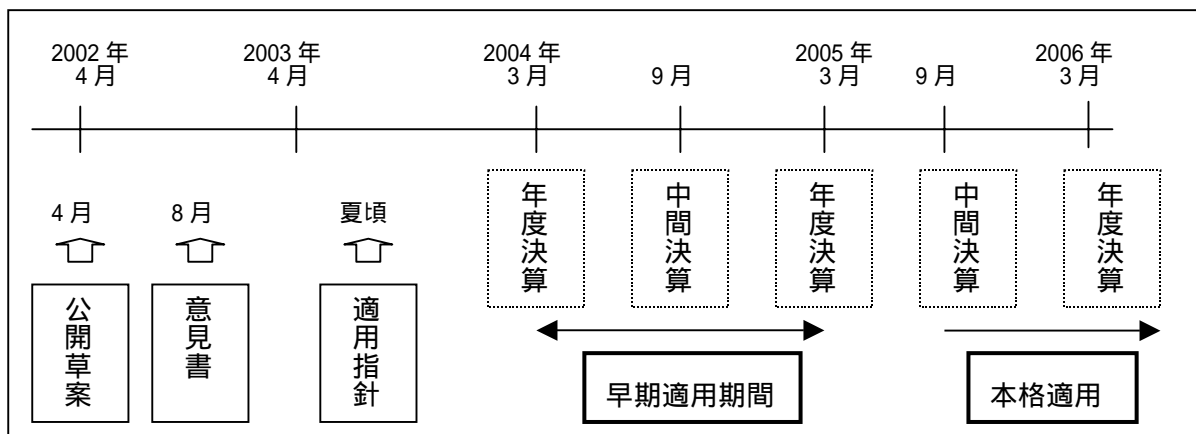
第二段階（早期適用）

平成16年4月1日以後開始する事業年度から適用することができる。すなわち、当該事業年度中の中間決算期から早期適用ができる。

第三段階（本格適用）

平成17年4月1日以後開始する事業年度から全面的に減損会計を適用する。

図表 1 減損会計の導入スケジュール（3月決算企業の場合）



（出所）平松朗「減損会計の導入の経緯と今後の課題」（『企業会計』（2002年11月号））

¹ 意見書は、前文の部分、「固定資産の減損に係る会計基準」、「固定資産の減損に係る会計基準注解」の3つに分けられる。本稿では、意見書全体を指す場合は単に「意見書」と略記し、意見書前文中の個別規定を指す場合は「前文」一の1の（1）」等と表記する。また、「固定資産の減損に係る会計基準」は「基準」、「固定資産の減損に係る会計基準注解」は「注解」と略記する。

² 適用指針とは、会計監査人が監査をする際の指針となるもので、企業会計基準委員会が策定する。

2. 意見書に見る減損会計の概要

まず、ここでは2002年8月に企業会計審議会によって制定された「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」に基づき、減損会計の概要を説明する。これは1999年から企業会計審議会で審議が進められてきた固定資産の減損会計の基準となるものである。

(1) 減損の兆候

企業は決算毎に、減損会計の対象となる固定資産に減損損失を認識すべきものがあるかどうかを調査しなければならない。このためのプロセスとして、減損の兆候があるかどうかの確認、資産が生み出す将来キャッシュ・フロー（割引前）の総額が帳簿価額を下回るかどうかの確認、の2つがある。

まず、資産又は資産グループ³に減損が生じている可能性を示す事象（以下「減損の兆候」という）があるかどうかをみる。その際の判断は、内部管理目的の損益報告や経営計画などの内部情報、経営環境や資産の市場価格などの外部情報に基づいて行う（「前文」四の2の（1））。

(2) 減損損失の認識

次に、減損の兆候が見られる資産または資産グループについて、実際に減損損失を財務諸表上で認識すべきかどうかを判断する。判断の基準は、資産または資産グループが生み出す割引前の将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回るかどうかである。将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回るときに限り、減損損失を認識する。なお、減損損失を認識するかどうかの判断は、毎期末時点で減価償却の前に実施する（「前文」四の2の（2））。

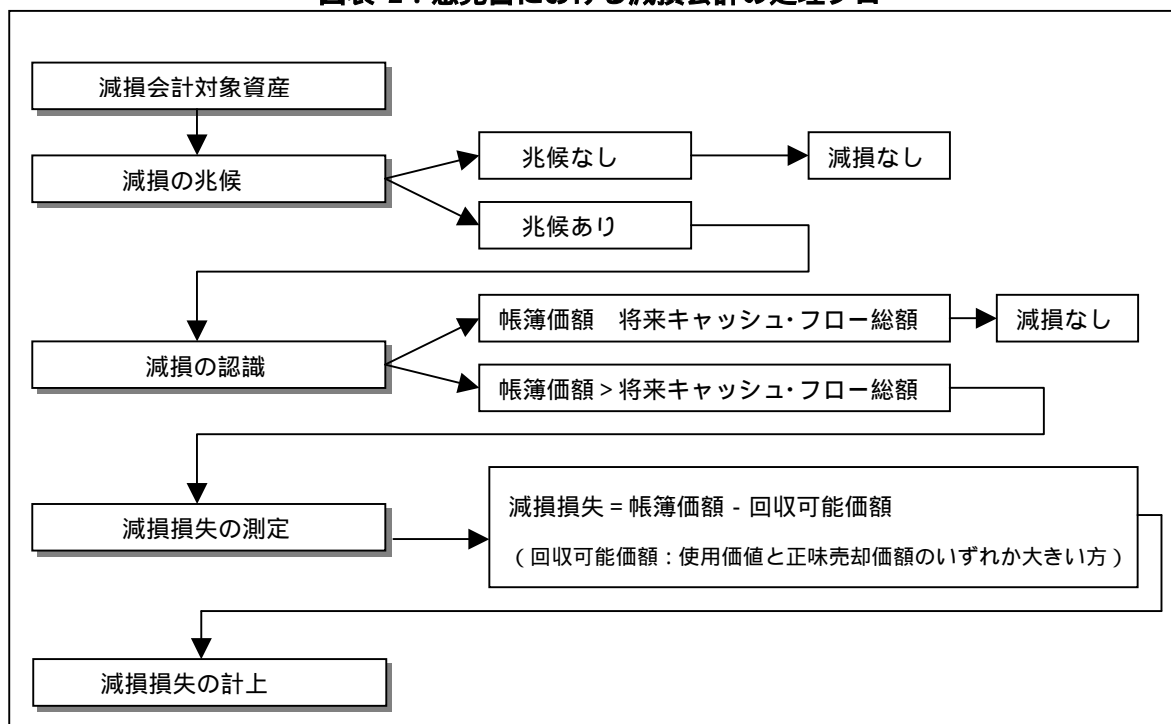
(3) 減損損失の測定と会計処理

減損損失を認識すべきであると判定された資産または資産グループは、帳簿価額を「回収可能価額」まで減額し、その減少額を減損損失として当期の損失とする。回収可能価額とは、正味売却価額（資産または資産グループの時価から処分費用見込額を控除して算定される金額）と使用価値（資産または資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか大きい方の金額である。なお、時価とは、公正な評価額であり、通常は市場価格を指すが、市場価格がない場合には、合理的な方法で算定された価額も市場価格と認められる（「前文」四の2の（3））。

減損損失は固定資産売却損などと同様に、固定資産に関する臨時的な損失であるため、原則として、特別損失として計上する（「前文」四の2の（3））。

³ 資産グループとは、複数の資産が一体となってキャッシュ・フローを生み出す場合の最小単位。

図表 2：意見書における減損会計の処理フロー



(出所) 意見書に基づき、みずほ総合研究所作成

3. 減損会計の実務対応

ここでは、企業における減損会計適用のための実務対応を検討する⁴。

(1) 減損の兆候

a. 意見書の規定

減損の兆候の例として、意見書は次のような事象を挙げている（「基準」二の1）。

資産または資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益またはキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっているか、あるいは、継続してマイナスとなる見込みであること。

資産または資産グループが使用されている範囲または方法について、当該資産または資産グループの回収可能価額を著しく低下させるような変化が生じたか、あるいは生じる見込みであること。

資産または資産グループが使用されている事業に関連して、経営環境が著しく悪化したか、あるいは、悪化する見込みであること。

資産または資産グループの市場価格が著しく下落したこと。

⁴ なお、各項目とも「意見書の規定」で減損会計基準を概観したあと、「実務対応」でそれを実務上どのように実施するかを検討しているが、一部「実務対応」にも意見書の規定が含まれている。これは、実務上の問題でも、意見書を策定した段階で意見の集約がなされた事項については規定として盛り込まれたためである。

このうち、 の「資産または資産グループが使用される範囲または方法について当該資産または資産グループの回収可能価額を著しく低下させるような変化」とは、次のような状態であるとしている（「注解」（注2））。

- 資産または資産グループが使用されている事業を廃止または再編成すること
- 当初の予定よりも著しく早期に資産または資産グループを処分すること
- 資産または資産グループを当初の予定と異なる用途に転用すること
- 資産または資産グループが遊休状態になったこと

b. 実務対応

意見書で示された減損の兆候の例は、あくまでも例示であり、今後、適用指針において具体的に示される予定である（「前文」五の2の（1））。しかし、減損の兆候をすべて網羅するような規定を設けることは難しいことから、あくまで適用指針でも減損の例示にとどめ、実務に則してケースバイケースで判断されることになると考えられる。ちなみに国際会計基準（IAS 第36号）の減損の兆候の規定は、少なくとも図表3に示す事項について調査しなければならないとしている。

図表 3 国際会計基準における減損の兆候の事例

外部情報源	内部情報源
<p>市場価値に著しい低下</p> <p>資産の市場価値が、時間の経過または正常な使用によって予想されるよりも当期中に著しく低下している場合</p> <p>外部環境の著しい変化</p> <p>企業が営業を行っている技術的環境、市場環境、経済的または法的環境もしくは資産の利用市場が当期中に悪影響を及ぼす方向に著しく変化したか、または近い将来に変化すると予想される場合</p> <p>市場利率等の上昇</p> <p>市場利率または投資に関するその他の市場収益率が当期中に上昇したことにより、割引率（資産の使用価値の計算に用いられる）が影響を受け、資産の回収可能価額を著しく減少させる見込みがある場合</p> <p>自社株式の市場価値の低下</p> <p>企業の純資産帳簿価額が株式時価総額を超過している場合</p>	<p>陳腐化・物的損害</p> <p>資産の陳腐化または物的損害の証拠が入手できる場合</p> <p>資産の使用範囲・方法の変更</p> <p>資産が使用されている（または使用すると予測される）範囲または方法が、当期中に悪影響を及ぼす方向に著しく変更したか、または近い将来に変更すると予想される場合（これらの変化には資産の属する事業の廃止、リストラまたは予定期日以前の資産処分計画を含む）</p> <p>資産の経済的成果の悪化</p> <p>内部報告より、資産の経済的效果が予想されるよりも悪化したか、または悪化するであろうという証拠が入手できる場合</p>

（出所）中央青山監査法人研究センター「減損会計基準ガイドブック」

(2) 将来キャッシュ・フローの見積り

固定資産の減損を財務諸表上で認識すべきかどうかの判断及び固定資産の回収可能価額としての使用価値を算定する際、当該資産から生じると見込まれる将来キャッシュ・フローを見積ることが必要となる。

a. 意見書の規定

意見書は、減損会計に用いる将来キャッシュ・フローを次のように規定している（「前文」四の2の(4)）。

企業の固有の事情を反映した合理的で説明可能な仮定及び予測に基づいて見積る。

資産又は資産グループの現在の使用状況及び合理的な使用計画等は考慮するが、計画されていない将来の設備の増強や事業の再編の結果として生じる将来キャッシュ・フローは、見積りに含めない。

資産の価値を維持するための設備投資は見積りに含める。

資産または資産グループが将来キャッシュ・フローを生み出すために必要な本社費等の間接費を考慮する。

利息費用及び法人税は将来キャッシュ・フロー計算に考慮しない。

また、減損の兆候が認められる資産または資産グループについて、実際に減損損失を財務諸表上で認識すべきかどうかを判断する場合のキャッシュ・フローの見積り期間は、資産グループの中の主要な資産⁵の経済的残存使用年数と20年のいずれか短い方が将来キャッシュ・フローの見積り期間の限度となる（「前文」四の2の(2)、「基準」二の2の(2)）。

b. 実務対応

(a) キャッシュ・フローの考え方

意見書は、キャッシュ・フローを見積る際の留意点を示しているが、キャッシュ・フローそのものの定義は示していない。ただし、減損会計では将来キャッシュ・フローに基づいて資産または資産グループの価値を算定することを勘案すると、ここでのキャッシュ・フローは、従来、投資の意思決定や企業価値算定などの実務で用いられているキャッシュ・フローに準じたものと考えられる。

減損会計におけるキャッシュ・フローを、キャッシュ・インフロー、キャッシュ・アウトフローに分けると、まず、キャッシュ・インフローは、資産を使用して製造した製品を販売した結果生じる販売高がこれに該当する。一方、キャッシュ・アウトフローは、直接費（原材料費、労務費、経費）と間接費（製造間接費、販売費、本社管理費）で構成されるが、利息費用及び法人税は含まない。これらの費用項目については、予測された販売高を基準として予測することができる。このような販売予測や費用の予測は、キャッシュ・

⁵ 資産グループの将来キャッシュ・フロー生成能力にとって最も重要な構成資産をいう。

フローという形でなくとも、企業の予算計画や利益計画等においてすでに実施している企業も多いであろう。これが合理的な方法であれば、そのまま減損会計のキャッシュ・フロー予測に利用することも認められると考えられる。

ただし、意見書が示すように、資産または資産グループの現在の使用状況及び合理的な使用計画等は考慮するが、計画されていない将来の設備の増強や事業の再編の結果として生じる将来キャッシュ・フローは、見積りに含めない点、また、資産の価値を維持するために必要な設備投資に係わるキャッシュ・アウトフローは考慮しなければならない点に留意しなければならない。

(b) 予測可能期間

販売予測は、企業の固有の事情を反映した合理的で説明可能な仮定及び予測に基づいて企業自身が見積ることになるが、長期にわたる販売予測には不確実性が存在する。この点につき、国際会計基準では、企業によるキャッシュ・フローの予測可能期間の限度を設け（5年）、その後の期間は、予測した最終年のキャッシュ・フローを基準とし、ゼロ以下の成長率を用いて推測して見積ることとしている。

(c) 販売予測の手法⁶

実務で行われている販売予測手法は大きく分けて、個人の主観による販売予測、時系列法、シナリオ法がある。このうち、個人の主観による販売予測は、陪審法、デルファイ法、利用者見込み調査法等に分けられる。今後、キャッシュ・フロー予測の基になる販売予測の手法について、適用指針等で統一的に規定することは困難と考えられるが、少なくとも合理的な方法であり、それを社内でオーソライズしていることが最低条件となろう。

陪審法

これは、販売・製造・財務・購買の各部門から選ばれた管理者が自分の主観によって販売予測を行い、その結果を取りまとめる方法である。結果の取りまとめは、通常、各管理者の予測を単純平均する方法がとられるが、特定の管理者が行う予測の信頼度の評価に応じて、予測を加重平均する方法などもある。

デルファイ法

陪審法を発展させたものに、デルファイ法がある。陪審法が特定の管理者に販売予測をさせるのに対して、デルファイ法はパネリストと呼ばれるより多くの担当者がそれぞれ販売予測に関して意見を出し合い、相互の意見の相違について議論を行うことによって予測を取りまとめていく方法である。デルファイ法の販売予測手順は次のとおりである。まず、各パネリストに対して販売予測に関する質問をする。その結果を集計し、各パネリストに還元する。各パネリストは、その還元資料を基にして、再度同じ質問に対して答える。この結果、大きく相違する意見については、その理由が求められる。これをまた各パネリストに還元する。このサイクルを繰り返すことによって、全体の意見の収斂

⁶ 販売予測の手法についてはいろいろな考え方や方法があるが、ここでは、小林健吾「利益計画・予算のための販売予測」（1992）で紹介されている手法を参考とした。

を図る。

利用者見込み調査法

この方法は、企業の製品やサービスの購買を決定するのは利用者であるから、利用者が製品やサービスの購買について、どのように考えているかを調査することによって販売予測を行うものである。購買見込みを質問する対象によって、()消費者集団による方法、()購買意向調査法の2つに分けられる。消費者集団による方法は、一定の市場や地域を選んで、この地域内の潜在的な消費者と考えられる人に質問する方法である。一方、購買意向調査法では、一般の消費者集団ではなく、自社の製品やサービスを現在利用している消費者に購買の予定を質問することによって調査する方法である。

時系列分析法

時系列分析法は、販売に関する過去の時系列データを分析することによって、将来の予測を行う方法である。この方法は、過去の時系列資料に見出される変動のパターンが、将来の販売の変動にも当てはまるという前提に立っているため、市場環境の変化の激しい製品やサービスでは、妥当性が低くなる。時系列分析法として、移動平均法、指数平滑法、回帰分析法などが知られている。

シナリオ法

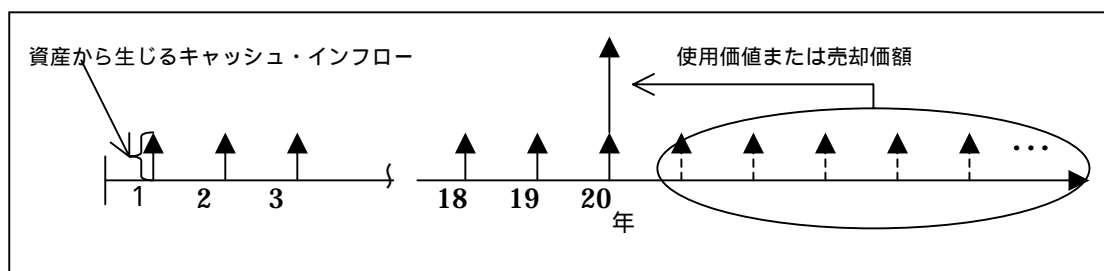
シナリオ法は、景気や競合企業の動向、新規参入企業の有無など、販売予測に影響を与える要因を特定し、それを変化させることで販売額の変動を計測する方法である。シナリオ法の場合、将来の販売予測結果は、単一ではなく複数生じることになる。

(d) 見積り期間

資産または資産グループが生み出す割引前の将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回るかどうかを見る際、対象資産が賃貸ビルなどの場合、経済的残存年数が非常に長期に及ぶことがあり、特に土地の場合には、経済的残存年数が無限となるため、割引前の将来キャッシュ・フローの総計も無限大になってしまう。このため、将来キャッシュ・フローの見積り期間に限度(20年)が設けられている。

資産の経済的残存期間が20年を超える場合には、20年目時点の回収可能価額を算定し、20年目までのキャッシュ・フローに加える。したがって、20年経過時点での使用価値を算定するか、20年後時点での正味売却価額を算定する必要がある。このための手法は、基本的には減損損失を算定するための回収可能価額算定手法に準じるものと考えられる。

図表 4 経済的残存使用年数が20年を超える場合の取扱い



例えば、毎年の賃貸料が 100 万円（一定）で、今後 30 年間で回収予定の賃貸不動産については、以下のように計算する。なお、割引率を 5%、30 年後における当該賃貸不動産の回収可能価額を 1,000 万円とする。

【計算例】

20 年後までのキャッシュ・フロー総額：100 × 20 = 2,000

21 年後から 30 年後までのキャッシュ・フロー総額：

$$\frac{100}{(1+1.05)} + \frac{100}{(1+1.05)^2} + \dots + \frac{100}{(1+1.05)^9} + \frac{100+1,000}{(1+1.05)^{10}} = 1,386$$

将来キャッシュ・フロー（割引前）総計：2,000+1,386 = 3,386 万円

(3) 現在価値算定手法

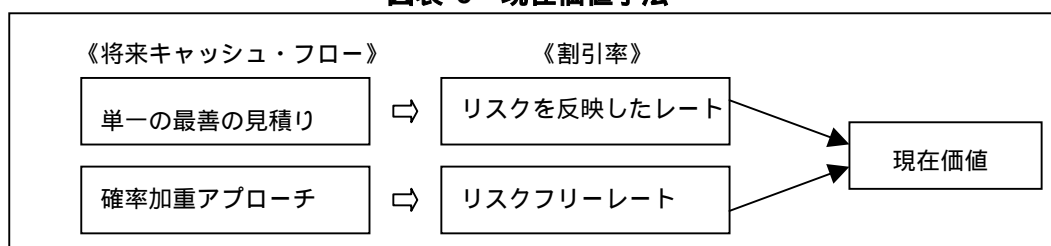
資産の回収可能価額として使用価値を算定するには、DCF（ディスカунティッド・キャッシュ・フロー）法を用いる。企業が事業を遂行するために使用する資産が生み出すキャッシュ・フローは、金融商品などと違って、事前に確定しておらず、予測から乖離する可能性がある。資産価値を適切に評価するためには、この不確実性を何らかの手法によって使用価値の算定に反映させなければならない。さらに、この不確実性の反映の手法によって、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引く際に使用する割引率も変わってくる。つまり、使用価値としての現在価値を算定する際のポイントは、将来キャッシュ・フローに付随するリスクの使用価値への反映の仕方とそれに対応した割引率の選択の 2 点である。

a. 意見書の規定

将来キャッシュ・フローを生起する可能性の最も高い単一の金額として見積る場合には、キャッシュ・フローが予測値から乖離するリスクが反映されていない。この場合には、割引率にリスクを反映させることが必要となる。（「前文」四の 4 の（4）、（5））。

一方、将来キャッシュ・フローの見積りに反映させる場合は、生起しうる複数の将来キャッシュ・フローをそれぞれの確率で加重平均する方法（確率加重アプローチ）をとる。この場合の割引率はリスクフリーレートとなる（「前文」四の 2 の（4）、（5））。

図表 5 現在価値手法



（出所）中央青山監査法人研究センター「減損会計基準ガイドブック」

b. 実務対応

(a) 最善かつ単一の金額を見積る方法

この方法をとる場合には、キャッシュ・フローに予測値から乖離するリスクが反映され

ていないため、それを割引率に反映させなければならない。このための具体的な方法について、意見書では言及されておらず、適用指針で明らかにされる見込みである（「前文」五の2の(1)）。この点について、国際会計基準（IAS 第36号）の規定を参考にすると、次のような方法が考えられる。

資産に固有のリスクを反映した収益率

資産に固有のリスクを反映した収益率とは、投資家が当該資産に関連する事業と同等の投資を行うと想定した場合に要求する収益率であり、当該資産の将来にわたるキャッシュ・フローに付随するリスクを適切に評価し、それをリスクプレミアムとしてリスク・フリー・レートに付加した利回りである。例えば、リスク・フリー・レートが1.5%のとき、ある資産に固有のリスクプレミアムが3%と算定できれば、この資産の期待収益率は、4.5%となる。これは、賃貸不動産の将来キャッシュ・フローを現在価値に引き直す際などに割引率として用いられる（収益還元法）。ただし、個別物件に固有のリスクを反映した収益率を把握するのが困難な場合は、収益還元法による価値算定ができない。この場合には、類似の資産の期待収益率や市場のコンセンサスとしての平均的な期待収益率を代替することも考えられる。

企業の資本コスト

製造業における設備等、資産に固有のリスクや類似資産のリスクを反映した期待収益率を算定するのが困難な場合には、資本コストで将来キャッシュ・フローを割り引くのが適当であると考えられる。資本コストとは、株主資本コスト及び負債コストをそれぞれの構成比率で加重平均した企業にとっての資金調達費用（率）である。資本コストは、資金の提供者が要求する最低収益率と見ることのできるため、投資意思決定をする際のハードル・レートとしたり、企業全体や各事業部の目標収益率として活用する企業も多い。このため、資本コストを将来キャッシュ・フローの割引率として利用することもできる。

資本コストを算定するためには、負債コストと株主資本コストを算定することが必要となる。まず、負債コストは、企業の有利子負債平均借入コストで見積ることができる。また、株主資本コストについては、多様な考え方があるが、CAPM（Capital Asset Pricing Model）による算定が一般的である。CAPMとは、個別株式期待収益率とリスク・フリー証券収益率及び市場全体の株式期待収益率の間には一定の関係が成り立つという考え方で、その関係は図表6のとおりである。株主資本コストは、株主が期待する収益率と見ることのできるから、個別株式の期待収益率を求めることで株主資本コストが得られるとするものである。この算出に必要なリスク・フリー証券は、通常国債利回りが用いられる。また、ベータ値は上場株式であれば過去の株価の値動きから統計的に算定することができる。また、市場全体の株式収益率も東京証券取引所の日経平均やTOPIXの過去の動きから統計的に算出することができる。このようにCAPMの考え方を利用すれば、株主資本コストは、比較的簡単に算出することができる。

図表 6 株主資本コストの算定

$$\begin{aligned} \text{株主資本コスト} \quad \text{個別株式期待収益率} = \\ & \text{リスク・フリー証券収益率} \\ & + \text{個別株式ベータ} \times (\text{市場全体の株式収益率} - \text{リスク・フリー証券収益率}) \end{aligned}$$

例えば、国債の利回り（10年物）が1.5%、TOPIXの期待収益率が6%、ある企業の株式のベータが1.2であった場合、この企業の株式期待収益率は、「 $1.5 + 1.2 \times (6 - 1.5) = 6.9\%$ 」と計算できる。また、多角的企業の場合は、事業部別の資本コストで割り引く方が適切であると考えられる。この場合には、公表されている業種平均ベータを用いることで事業部ごとの株式期待収益率を算定することができる。

ただし、企業によっては、自社が将来の成長のために投下資本に対してどのくらいの収益率が必要かといった観点から、上記の算式から得られる数値をそのまま使うのではなく、これに一定幅を上乗せしたものを使うケースもある。

資本コストの算出には多くの前提や変数を必要とする。減損会計において将来キャッシュ・フローを割り引く際に資本コストを利用する際には、算定方法や使用するデータの出所を明確にしておくことが必要であろう。

(b) 複数の将来キャッシュ・フローを生起する確率で加重平均する方法

将来キャッシュ・フローを算定する際、最善かつ単一のキャッシュ・フローを求め、これにリスクを考慮した割引率を使って現在価値を求めるのが、一般的な方法である。しかし、経営環境や事業の性質によっては、将来キャッシュ・フローを算定するにあたって、いくつかのシナリオが想定され、かつ結果次第でキャッシュ・フローが大きく影響されるようなケースも考えられる。そこで、将来キャッシュ・フローに関するシナリオを設定し、それらが起こり得る確率で加重平均することでキャッシュ・フローを算定する方法がある（確率加重アプローチ）。この場合、算定されたキャッシュ・フローには既にキャッシュ・フローが変動してしまうリスクが考慮されているため、リスクフリーレートで割り引く。

この方法についても、意見書で具体的に示されていないため、参考として米国会計基準の減損会計（SFAS 第144号）で示された確率加重アプローチの設例を見てみる。いま、ある資産について企業が資産を2年間使用した後に売却する資産を10年の残存年数にわたって継続的に使用したのち売却する、という2つのシナリオを設定しているとする。またそれぞれのシナリオにおいて、3通りのキャッシュ・フローが予測できるものとする。この場合のキャッシュ・フローの見積り（割引前）は、下表のように計算できる。

図表 7 確率加重アプローチ

シナリオ	キャッシュ・フロー見積り			キャッシュ・フロー発生確率	確率加重CF(シナリオ毎)	シナリオの発生確率	確率加重CF
	使用	売却	合計				
2年間使用後に売却	8	30	38	20%	7.6	60%	24.6
	11	30	41	50%	20.5		
	13	30	43	30%	12.9		
	小計				41.0		
10年間使用	36	1	37	20%	7.4	40%	19.5
	48	1	49	50%	24.5		
	55	1	56	30%	16.8		
	小計				48.7		
合計							44.1

(資料) SFAS 第 144 号

(4) 正味売却価額の算定

a. 意見書の規定

意見書では、正味売却価額は、資産または資産グループの時価から処分費用見込額を控除することによって求めるとしている。この場合の時価とは、公正な評価額であり、観察可能な市場価格がこれにあたるが、観察可能な市場価格がない場合には、合理的に算定された価額がこれにあたるとしている。

b. 実務対応

正味売却価額の算定といっても、例えば機械設備の場合には、成熟した市場があるわけではなく、その算定は難しい。この点、IAS 第 36 号では、正味売却価額を、当該資産に売買契約が存在する場合、当該資産に活発な市場が存在する場合、当該資産に活発な市場が存在しない場合、の3段階に分けて規定している。

売買契約が存在する場合

まず、当該資産の売買契約における契約額はその資産の時価として非常に信頼性の高いものと考えられるため、これがある場合には最も優先される。具体的には、契約額から処分費用を控除した金額を正味売却価額とする。

活発な市場が存在する場合

次に、売買契約がない場合には、当該資産に活発な市場があるかどうかを見る。これがある場合には、そこで成立している市場価値を時価として、ここから処分費用を控除した額が正味売却価額となる。

活発な市場が存在しない場合

当該資産に活発な市場もない場合には、当該資産について取引知識のある第三者間で、売り急ぎなどの特別の事情がなく通常の状態で行われている金額を見積り、ここから処分費用を控除した金額が正味売却価額となる。

一方、日本の場合、不動産市場が市場価格を有するほどには成熟していない上に、公示価格や路線価といった価格算定基準が複数存在している状況にある。意見書には不動産の

時価評価方法について何も言及されておらず、適用指針等である程度具体的な基準が示されることが求められる。

なお、処分費用としては、不動産の場合、仲介手数料、契約書に貼る印紙代、抵当権抹消登記費用、建物等の取り壊し費用などが挙げられる。

(5) 資産のグルーピング方法

実務上、企業が保有する固定資産に減損会計を適用するのに、個々の資産について個別に減損会計の認識判断を行うのが困難な場合がある。例えば製造業であれば、様々な工程に多種多様な機械設備等が存在し、これらが一体となって製品を製造している場合である。こうした場合には、これらの複数の資産をグルーピングして、一体として減損会計を適用するのが妥当である。ただし、このグルーピングを際限なく認めてしまうと、本来認識すべき資産の減損が、他の資産によって生み出されるキャッシュ・フローによって相殺されてしまうといった問題も生じる。このため資産グループの線引きをどのようにするかが問題となる。

a. 意見書の規定

意見書では、「資産のグループ」を「他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位」（「基準」二の六の（１））と定義し、資産グループの設定基準については、適用指針で詳細を明らかにするとしている（「前文」五の二の（１））が、管理会計上の区分や投資の意思決定（資産の処分や事業の廃止に関する意思決定を含む）を行う際の単位等を考慮して基準を策定することを明らかにしている（「前文」四の二の（６））。

b. 実務対応

(a) 資産グループの設定基準

実際に企業の資産をグルーピングするための明確で客観的な規定を設定することも難しい。例えば、多くの店舗を展開するスーパーなどの小売業では、店舗別の採算管理を行っていれば、店舗が資産グループと判断できるが、店舗を地域ごとなどにグルーピングして管理している場合は、それが資産グループと考えることもあり得る。また、金融機関などの場合、本部の営業支援機能や資金の運用調達収支を各支店に振り分けることは難しいし、総合力を発揮することで利益を追求したり、複数の部門のシナジー効果が企業の成長力を促すという面もある。こうしたことから、資産グループの設定基準は、企業の内部管理の実態を十分に踏まえたものであることが必要であると考えられる。この点、意見書を策定した企業会計審議会固定資産部会長の辻山氏は、「基本的には、企業の投資意思決定、採算管理がポイントとなる。これらから離れて形式的に資産グループを括るための基準は、作りにくい」との趣旨の発言をしている⁷。

⁷ 『企業会計』（2002年11月号）

(b) 具体的な資産のグルーピング事例

ここでは、資産のグルーピングを行うにあたって参考となると考えられる国際会計基準で示されている資産グルーピングの事例を紹介する。

バス会社のケース

あるバス会社が 5 つの路線の運営認可を受けて営業を行っており、路線ごとに明確に区分して投下資産およびキャッシュ・フローを管理・運営している。このとき、5 つの路線のうち、ひとつの路線のみが収益性が悪化し、減損の兆候が認められたとする。ここでバス会社が 5 つの路線の認可を一括して受けている場合には、特定のバス路線を廃止するという経営上の意思決定が実質的にできないことから、収益悪化が見られた路線のみに単独で減損会計を適用することはできない。一方、収益悪化が見られた路線を単独で認可を受けている場合には、その路線だけを廃止する意思決定も可能であることから、その路線のみに減損会計を適用する可能性もでてくる。

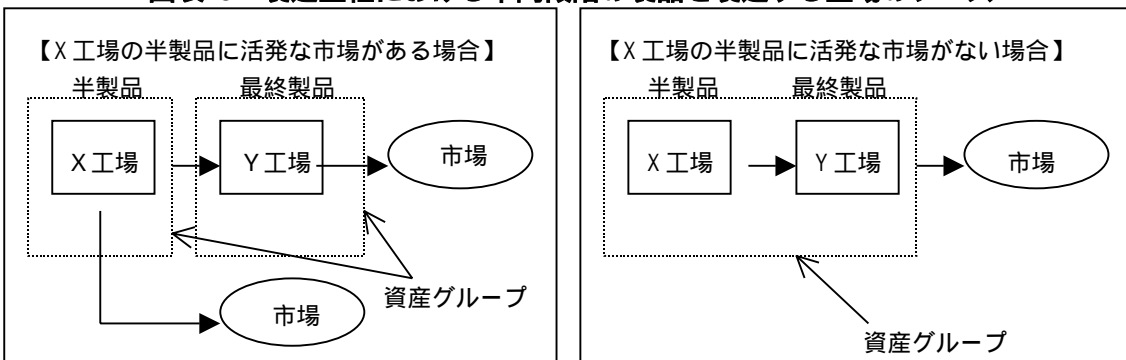
小売店チェーンのケース

チェーン各店舗の価格設定、販売方法、広告および雇用方針は小売店チェーン本部で決定されるものの、各店舗が異なる地域に属し、異なる顧客層を有しているとする。この企業が各店舗の業績を区分して管理する体制をとっており、かつ各店舗毎の利益目標をそれが属する地域または都市の特性に応じて設定している場合、当該店舗は小売店チェーンから独立したキャッシュ・フローを生成していると考えられる。この場合、各店舗は、それ単独で資産グループを形成する。

製造工程における中間段階の製品を製造する工場のケース

X工場とY工場で構成される企業を想定する。Y工場の最終製品に使用される主な原料は、X工場が製造する半製品である。このとき、次の2つのケースに分けて検討する。まず、X工場がY工場に販売する半製品を、外部の活発な市場で販売できる場合には、X工場、Y工場ともに、その半製品を活発な市場で外部の顧客に販売できるため、いずれも工場設備の継続的な使用によってキャッシュ・フローを独立して生成できると判断される。このため、X工場、Y工場はそれぞれ別の資産グループを構成し、それぞれに減損会計が適用される。一方、X工場がY工場に販売する半製品について活発な市場が存在しない場合には、X工場が独立してキャッシュ・フローを生成できないため、X工場、Y工場を合わせて資産グループを形成する。

図表 8 製造工程における中間段階の製品を製造する工場のケース



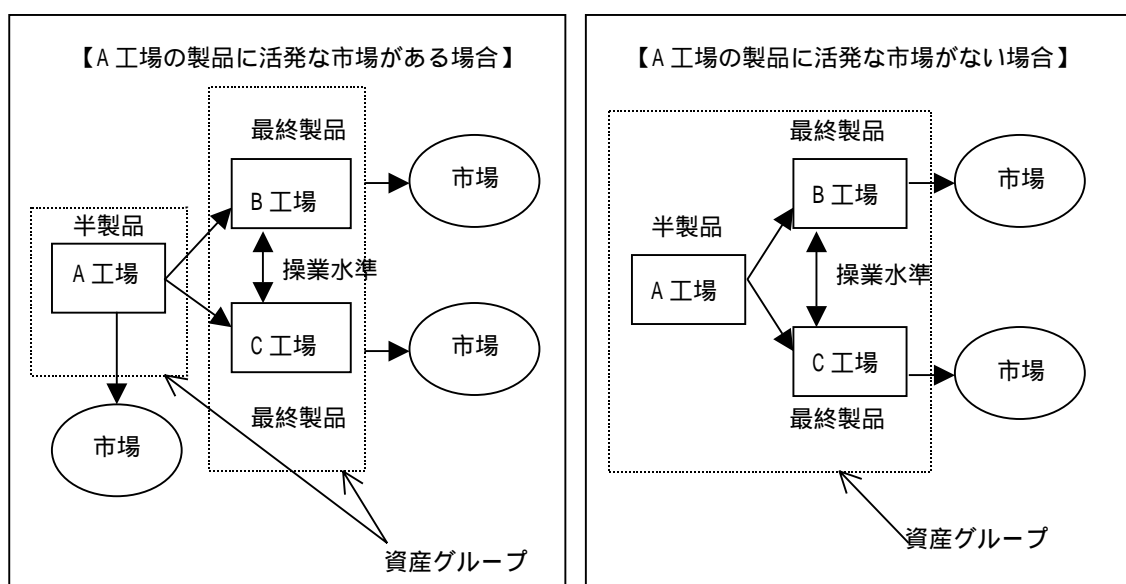
単一の製品を分散して生産する企業のケース

A 工場、B 工場、C 工場を所有し、そこで単一の製品を製造する企業を想定する。各工場は異なる地域に属しているが、A 工場は B または C 工場の上流工程にあたる製造を行っており、A 工場で製造された部品は、B または C 工場で組み立てられて製品となる。B 工場、C 工場が製造する製品は、いずれも全世界を販売対象とすることができる。ただし、B 工場、C 工場の操業水準は、この企業が行う B、C 工場への販売割当に依存している。

このケースで、A 工場が製造する製品に活発な市場が存在する場合、A 工場での一つの資産グループを形成する。B、C 工場については、それぞれ活発な市場を持っているが、2つの工場の操業水準は、この企業の割当に依存しているため、B、C 工場は一体として運営されていると考えられる。このことから、これらの工場は個別に将来キャッシュ・フローを予測することはできず、B、C 工場での一つの資産グループを形成する。

一方、A 工場が製造する製品に活発な市場が存在しない場合には、A 工場の将来キャッシュ・フローは、B 工場、C 工場の最終製品の販売に依存する。また、B、C 工場は、一体と考えられるので、結局、A、B、C 工場が一つの資産グループを形成する。

図表 9 単一の製品を分散して生産する企業のケース



以上のように国際会計基準では資産グループの事例を挙げている。日本でも適用指針等で具体的なグルーピングの事例が示されるものと考えられる。

(c) 資産グループのキャッシュ・フロー見積り期間

資産グループを構成する資産は、それぞれの耐用年数が異なるケースも多い。このような場合には、資産グループを構成する資産のうち主要と考えられるものの耐用年数を基準として将来キャッシュ・フローを見積る（「基準」二の2の(2)）。

例えば、賃貸用不動産であれば、建物を他者に賃貸することによって賃貸料というキャ

ッシュ・フローを生み出していることから、建物が主要な資産となり、その耐用年数が資産グループ全体のキャッシュ・フローの見積り期間となる。また、ひとつの工場が資産グループを形成している場合、主要な生産ラインの設備を主要な資産となると考えられる。

資産グループを構成する資産のうち、主要な資産よりも耐用年数が短いものは、その耐用年数経過時点での資産の処分に伴うキャッシュ・フローと処分した資産を再調達するのに必要なキャッシュ・アウトフローをキャッシュ・フロー見積り計算に算入する方法が考えられる。逆に、最も重要な資産よりも耐用年数が長い場合は、重要な資産の耐用年数終了時点で処分した場合に得られると期待されるキャッシュ・フローを見積った上でこれを算入する方法が考えられる。

(d) 減損損失の資産グループ構成資産への配分方法

資産グループについて認識された減損損失は、当該資産グループの各構成資産に配分する。その方法としては、帳簿価額に基づいて各構成資産に比例配分する方法をとるが、各構成資産の時価を考慮した配分等、その他の方法が合理的であると認められる場合には、その方法をとることも可能である（「前文」四の２の（６））。

(6) 共用資産の減損認識

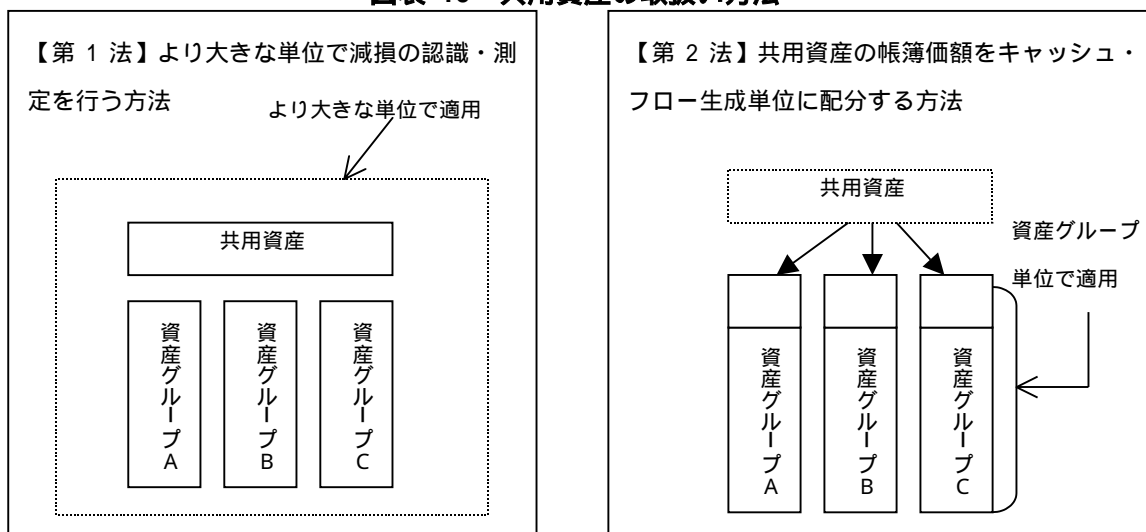
a. 意見書の規定

共用資産は、原則としてその共用資産が将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産または資産グループを含む、より大きな単位でグルーピングを行う。ただし、共用資産の帳簿価額を合理的な基準で各資産または資産グループに配分できる場合には、そのような方法も認められる（「前文」四の２の（７））。

前者の方法による場合には、まず共用資産を含まない資産グループごとに減損損失を認識するかどうかの判定および減損損失の測定を行う。その上で、共用資産に減損の兆候が認められる場合には、共用資産をより大きな単位でグルーピングして、減損損失を認識するかどうかの判定を行う。具体的には、共用資産を含まない個々の資産グループの帳簿価額（減損控除前）に共用資産の帳簿価額を加えた金額と、割引前将来キャッシュ・フローの総額とを比較する。その結果、減損損失を認識することになった場合、共用資産を加えることによって算定される減損損失の増加額は、原則として、共用資産に割り当てる。ただし、共用資産に配分された減損損失が、共用資産の帳簿価額と正味売却価額の差額を超過することが明らかな場合には、超過額を合理的な基準により各資産グループに割り当てる（「前文」四の２の（８））。

後者の方法による場合には、共用資産を配分された資産グループ単位で適用し、そこで認識された減損損失は、共用資産（配分額）を含む各資産グループの構成資産の帳簿価額に基づいて比例配分する等の合理的な方法によって資産グループの構成資産にそれぞれ割り当てる（「前文」四の２の（８））。

図表 10 共用資産の取扱い方法



b. 計算例

今、資産グループ A、B、C における帳簿価額、将来キャッシュ・フロー合計、回収可能価額が図表 11 のとおりであったとする。また、この他に帳簿価額が 250 の共用資産を所有していたところ、その共用資産に減損の兆候が見られたとする。

(a) 共用資産をより大きな単位に含めて減損の認識・測定を行う方法（第 1 法）

この方法による場合、共用資産の減損を検討する前に、まず各資産グループ単位の減損を検討する必要がある。このケースの場合、資産グループ B について減損の認識を行う必要があり、減損損失額は 240、減損会計適用後の帳簿価額は 260 となる。次に、共用資産を含めたより大きなグループで減損の有無を判断する。この際、資産グループ B について認識された減損額 240 は、いったん戻して帳簿価額を 500 とする。より大きな資産グループの帳簿価額は、1,250 (= 200 + 500 + 300 + 共用資産 250)、割引前の将来キャッシュ・フローの合計額が 1,050 であるため、より大きな資産グループについて減損を認識すべきこととなる。より大きな資産グループの回収可能価額は 880 なので、減損損失額は 370 (= 1,250 - 880) となる。この減損損失には、資産グループ B に生じた減損が含まれているため、その額 240 を差し引き、残額 130 が共用資産の減損損失として割り当てられる。この結果、共用資産の帳簿価額は、120 となる。

図表 11 共用資産の減損会計適用例（第 1 法）

	帳簿価額 (減損前)	割引前 C F	回収可能価額 (使用価値)	減損損失	帳簿価額 (減損後)
資産グループ A	200	350	270	-	200
資産グループ B	500	300	260	240	260
資産グループ C	300	400	350	-	300
共用資産	250	-	-	130	120
合計	1,250	1,050	880	370	880

(b) 共用資産の帳簿価額をキャッシュ・フロー生成単位に配分する方法（第2法）

次に、共用資産が合理的にキャッシュ・フロー生成単位に配分できるケースを考える。その場合、第2法で共用資産の減損を認識・測定することになる。この方法では、まず、共用資産の帳簿価額 250 を各資産グループに配分する。このケースの場合、配分後の帳簿価額は、それぞれ 250、625、375 となる。次に、この共用資産の帳簿価額配分後の各資産グループの帳簿価額と将来キャッシュ・フローを比較して、減損を認識すべきかを判断する。この例では、資産グループ B についてのみ減損を認識することになる。資産グループ B の回収可能価額は 260 であるから、減損損失は 365 である。

さらに、この減損損失を共用資産配分前の資産グループ B と配分された共用資産に割り当てる。それぞれ、減損前の帳簿価額は 500 と 125 であるから、減損損失は、資産グループ B には、292、共用資産には 73 が割り当てられ、資産グループ B の帳簿価額は 208、共用資産の帳簿価額は 177 となる。

図表 12 共用資産の減損会計適用例（第2法）

	帳簿価額		割引前 C F	回収可能 価額 (使用価値)	減損損失		帳簿価額 (減損後)
	減損前、 配分前	減損前、 配分後			割当 前	割当 後	
資産グループ A	200	250	350	270	-		200
資産グループ B	500	625	300	260	365	292	208
資産グループ C	300	375	400	350	-		300
共用資産	250	-	-	-	-	73	177
合計	1,250		1,050	880	365		885

(7) のれんの取扱い

企業の買収で取得した企業価値を超える買収対価を支払った場合には、この差額は「連結調整勘定」として貸借対照表上に計上される。これは、一般には「のれん」と呼ばれるもので、無形固定資産の一種であるため、減損会計の対象となる。ただし、のれんは、企業が持つ独自の技術やノウハウ、企業の将来の成長性等に対する評価を反映した金額であり、のれんそのものはキャッシュ・フローを生まない。このため減損会計適用の際、特別の処理が行われる。

a. 意見書の規定

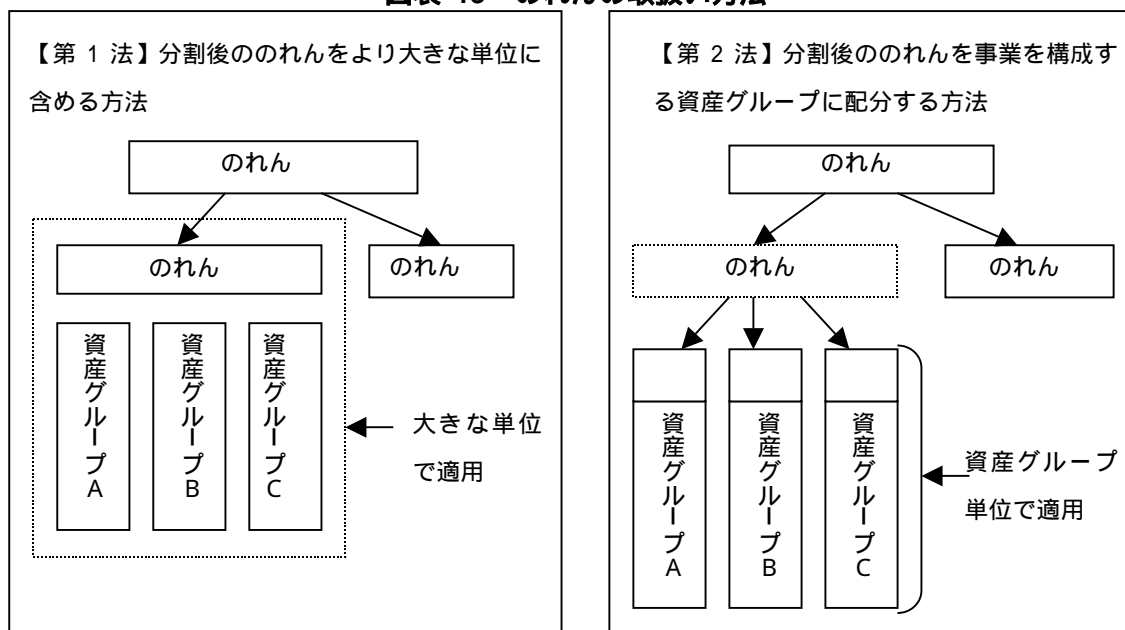
のれんの減損処理にあたり、まず、のれんが複数の事業に関連する場合には、合理的な方法でのれんの帳簿価額をそれぞれの事業に分割する（「前文」四の2の(8)の）。分割されたそれぞれののれんに減損の兆候がある場合、減損損失を認識するかどうかの判定は、共用資産と同様に、のれんが帰属する事業に関連する複数の資産グループにのれんを加えた、より大きな単位で行う（第1法）。ただし、のれんの帳簿価額を関連する資産グループに合理的な基準で配分できる場合には、のれんの帳簿価額を各資産グループに配分

した上で、減損損失を認識するかどうかの判定を行うこともできる（第2法、「前文」四の2の(8)の）。

第1法による場合には、減損の兆候、減損損失を認識するかどうかの判定および減損損失の測定は、まず、のれんを含まない資産グループごとに行い、その後、のれんを含む、より大きな単位で行うことになる。のれんを含むより大きな単位での減損の認識をすべきかどうかの判断は、のれんを含まない個々の資産グループの帳簿価額（減損損失控除前）にのれんの帳簿価額を加えた金額と、割引前将来キャッシュ・フローの総額を比較することによって行う。この結果、減損損失の認識を行うことになった場合、のれんを加えることによって算定される減損損失の増加分は、原則としてのれんに割り当てる。のれんに割り当てられた減損損失がのれんの帳簿価額を超過する場合には、当該超過額を合理的な基準によって各資産グループに配分する（「前文」四の2の(8)の）。

第2法による場合には、各資産グループで認識された減損損失は優先的にのれんに割り当て、残額は各資産グループの構成資産の帳簿価額に基づいて比例配分する等の合理的な方法により配分する。

図表 13 のれんの取扱い方法



b. 計算例

(a) のれんを関連する資産グループの集合体を含める方法（第1法）

この方法は、共用資産の減損会計適用の第1法と同様の考え方である。図表14の事例で見ると、資産グループA、B、Cからなる企業を買収し、のれんを250計上していたとする。当該企業の経営環境の急激な悪化等が見られた場合には、それによる収益力の低下をのれんの減損として反映することになる。ここで、のれんを各資産グループに配分できないとすると、のれんの帳簿価額（250）を企業全体に含めた1,250と企業全体の割引前

キャッシュ・フロー（1,230）とを比較し、減損を認識すべきことになる。次に、企業全体の帳簿価額と回収可能価額（1,120）とを比較し、その差額（130）が企業全体での減損となる。この減損損失は、のれんの帳簿価額から控除され、のれんの帳簿価額は120となる。

図表 14 のれんの減損会計適用例（第1法）

	帳簿価額 (減損前)	割引前CF	回収可能価額 (使用価値)	減損損失	帳簿価額 (減損後)
資産グループA	200	280	270	-	200
資産グループB	500	550	480	-	500
資産グループC	300	400	370	-	300
のれん	250	-	-	130	120
合計	1,250	1,230	1,120	130	1,120

(b) のれんを関連する各資産グループに配分する方法（第2法）

この方法は、共用資産の減損会計適用の第2法と同様の考え方である。ただし、配分後の資産グループBで認識された減損は、優先的にのれんに割り当てられる。このため減損後の資産グループBの帳簿価額は500のまま維持する一方で、のれんを250から145減額して105とする。

図表 15 のれんの減損会計適用例（第2法）

	帳簿価額		割引前CF	回収可能価額 (使用価値)	減損損失	帳簿価額 (減損後)
	減損前、 配分前	減損前、 配分後				
資産グループA	200	250	280	270	-	200
資産グループB	500	625	550	480	(145)	500
資産グループC	300	375	400	370	-	300
のれん	250	-	-	-	145	105
合計	1,250	1,250	1,230	1,120	145	1,105

(8) その他の論点

a. 減損認識後の減価償却

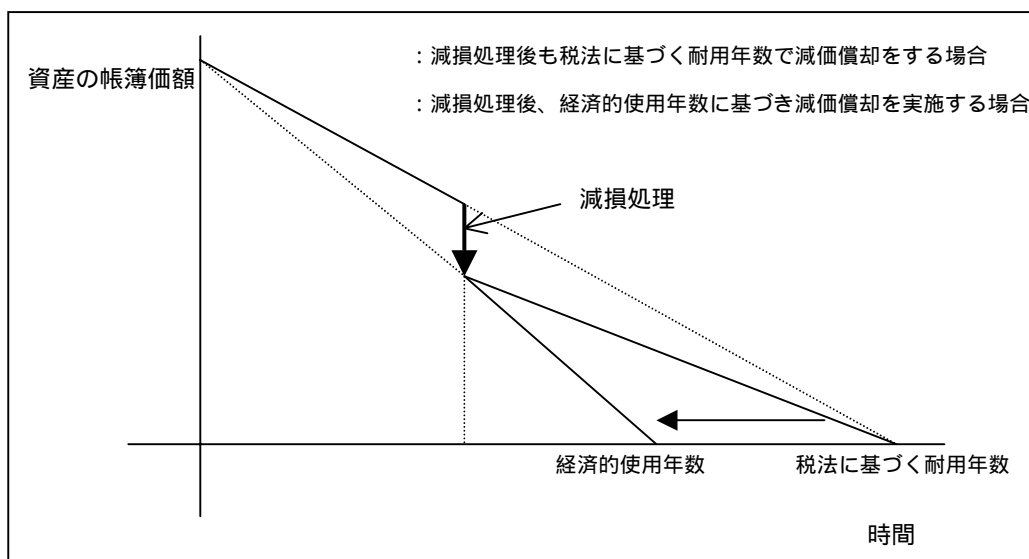
意見書は、減損処理を行った資産についても、減損処理後の帳簿価額をその後の事業年度にわたって適正に原価配分するため、每期計画的、規則的に減価償却を実施することとしている（「前文」四の3の(2)）。この際、実務上、減損処理後における資産の耐用年数をどのように設定するかという問題がある。

減損処理の対象となった資産は、減損損失の認識と測定を行うに際して、経済的残存年数を決定し、これに基づいて回収可能価額が見積られる。ただし、この経済的残存年数は、企業が従来資産または資産グループに適用していた耐用年数とは一致しないことが多いと

考えられる。企業の現在の実務では、通常の減価償却に使用する耐用年数は、税法規定に則って行われるのに対し、減損会計における経済的残存年数は、資産の経済性から見て合理的な使用年数であるからである。したがって、減損処理後に減価償却を行う場合、次のような問題が生じる。例えば、ある資産に減損会計を適用した際に用いた経済的残存使用年数が、従来実施してきた耐用年数に比して大幅に短い場合、減損処理後も従来適用してきた耐用年数に基づいて減価償却を実施すると、実質的に償却不足となる。また、減損処理における回収可能価額の見積りに際して用いられた残存価額と、従来適用されていた残存価額に乖離がある場合にも同様の問題が生じることになる。

ただし、このような問題を解決するには、その前提として、会計上の減価償却を、税法上の残存期間や残存価額を基準とするのではなく、経済的実質を勘案した会計上の残存年数や残存価額を基準として実施することが求められる。この点に鑑み、現在、企業会計基準委員会の固定資産会計専門員会において減価償却会計の見直しに向けた検討が開始されており、その動向が注目される。

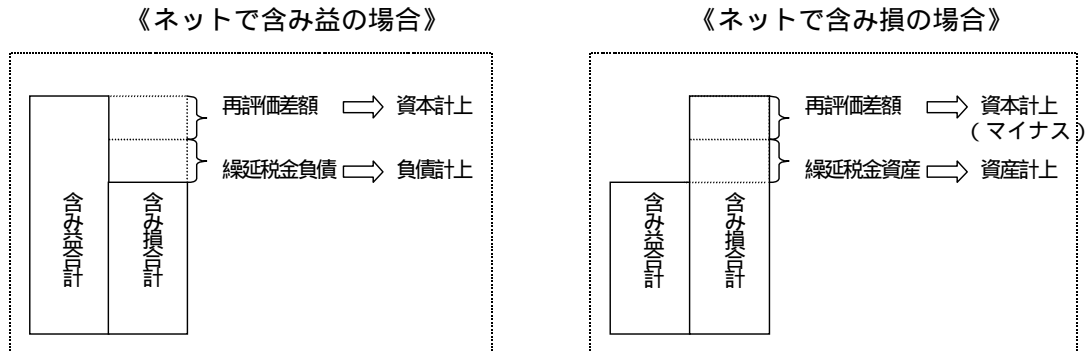
図表 16 減損処理によって残存年数が短縮されるケース



b. 土地再評価法により再評価を行った土地の取扱い

土地再評価法とは、企業が保有する事業用の土地を時価で評価し、時価と簿価との差額を貸借対照表上に計上することを特例として定めたものである。1998年3月に成立した時限立法で既に2002年3月31日で適用期限は終了しているが、含み損を抱えた土地の整理や財務内容の強化などを目的として多くの企業がこれに基づいて土地の評価替えを実施した。土地再評価法によって再評価した事業用土地の時価と簿価との差額が再評価差額金となり、税効果を考慮した後の金額が資本の部に計上される。

図表 17 土地再評価法による会計処理イメージ



土地再評価法により評価益として再評価差額金を計上した土地には、再評価後の帳簿価額に基づいて減損会計が適用される（「前文」五の 3）。減損会計適用により減損処理すると、企業の損益計算書上は減損損失を特別損失として計上するとともに、資本の部に計上していた再評価差額金を取り崩すことになる。しかし、この取り崩し額は、会計上、当期利益には算入されず、利益処分とみなされることになっている。例えば、当初の帳簿価額が 1000 万円の土地を 7000 万円で再評価を行い、3,600 万円の再評価差額金と 2,400 万円の繰延税金負債を計上していたとする。その後、減損処理によって、5000 万円に帳簿価額を減額した場合、減損損失 2,000 万円を特別損失として計上するとともに、繰延税金負債を法人税等調整額として繰り戻し、再評価差額金を取り崩す。この場合の損益計算書は図表 18 のようになる。この例のように、減損損失は、当期利益に反映される一方で、再評価差額金の取崩額は、利益処分の変動として計上されるため、当期利益には反映されない。

図表 18 土地再評価法を適用した土地の減損認識例

（前提 当期の経常利益：3,000 万円、法人税率：40%）

経常利益	3,000 万円
特別損失（減損損失）	2,000 万円
税引前当期利益	1,000 万円
（ - ）法人税等 ⁸	1,200 万円
（ + ）法人税等調整額	800 万円
当期利益	600 万円
再評価差額金取崩額	1,200 万円
当期末処分利益	1,800 万円

こうしたことから、土地再評価法により評価益として再評価差額金を計上した土地に対

⁸ 減損会計による減損損失は、現在の税法を前提とすれば損金に算入することはできない（詳細は後述）。このため、ここでは、当期純利益に減損損失を足し戻したものを課税ベースとしている。

して減損会計を適用する際には、減損損失と再評価差額金との相殺等、特別の処理を認めるよう企業会計審議会に対して要望も出されたが、意見書を取りまとめる時点では結論が出ず、適用指針等で明らかにされる予定となっている（「前文」五の3）。

c. 商法上の取扱い

(a) 減損に関する規定

現行の固定資産の評価規定は、商法 34 条第 2 号で「その取得価額または製作価額を付し、毎年一回一定の時期、会社にありては毎決算期に相当の償却をなし、予測することあたわざる減損が生じたときには相当の減額を要す」として、一般的な規定ではあるが、固定資産の減損を定めている。

(b) 商法上の減損の範囲

減損会計における減損と商法上の「減損」の整合性をみってみる。まず、商法 34 条第 2 号は「相当の償却をなし」としていることから、固定資産のうち償却資産を対象として想定しており、土地などの非償却資産は対象としていなかったと考えられる。また、商法 34 条第 2 号の「予測することあたわざる減損」の範囲については、従来通説は、災害や事故などを原因とする物理的な減損に加え、新製品や新技術の出現を原因とする機能的な減損を含む永久的な減損はすべて含むとされている。これに対して、時価の下落など物理的機能的減損にあたらぬものについては、従来商法は想定していなかったと考えられる。しかし、企業会計に固定資産の減損会計が導入されることで、これが商法 32 条第 2 項の「公正な会計慣行規定⁹」となると考えられるため、減損の対象として土地を含めることや、減損の範囲として時価の下落を含むと解釈できる¹⁰。

(c) 減損会計への対応

以上のように、商法 34 条第 2 号に基づき、商法 32 条第 2 項を援用することによって、減損会計と商法は齟齬をきたさないと考えられる。したがって、非上場会社が減損会計に基づいて会計処理することも解釈上可能となる。ただし、非上場会社の場合、財務諸表の作成の大きな目的が税務上の要請であることから、減損損失が税務上の損金として認められるかどうか問題となる。

d. 税法上の取扱い

ここでは、減損会計で計上する減損損失の税法上の取扱いをみる。

(a) 税法上の「減損」

法人税法は、原則的には固定資産の評価損の損金算入を認めていない（法人税法 33 条第 1 項）。しかし、内国法人の有する資産（貸付金などの債権を除く）につき、災害による著しい損傷その他政令で定める事実が生じたことにより、当該資産の価額が簿価を下回る

⁹ 商法 32 条第 2 項は「商業帳簿の作成に関する規定の解釈については公正なる会計慣行を斟酌すべし」と規定している。この公正な会計慣行には、企業会計原則や金融商品会計基準等の個々の会計基準、税法で認められる会計処理規定などが含まれる。

¹⁰ 企業会計審議会固定資産部会（第 10 回）神田委員発言

こととなった場合に限り損金算入を認めている（同第2項）。この例外規定の具体的要件は、法人税法施行令第68条により資産ごとに規定されている。そのうち固定資産についての条件とは、

資産が災害により著しく損傷したこと

資産が1年以上にわたり遊休状態にあること

その本来の用途に使用することができないために他の用途に使用されたこと

所在する場所の状況が著しく変化したこと

会社更生法の規定による更正手続き開始の決定または商法の規定による整理開始の命令があったことにより評価換えをする必要があったこと

上記 から までに準ずる特別の事実

である。

ただし、次のケースでは評価損を計上することは認められない（基本通達9-1-18）。

過年度の使用または修理の不十分等により著しく損傷していること

償却を行わなかったため償却不足が生じていること

取得価額が取得の際の事情等により同種の資産の価額に比して高いこと

機械及び装置が製造方法の急速な進歩等により旧式化していること

また、法人税法においては、資産の材質または制作方法が特殊であることや、資産の存在する地盤が隆起したり、または沈下したこと、資産が陳腐化、資産がその使用される場所の状況に起因して著しく腐食したこと、通常の修理または手入れをしなかったことなどの要件をいずれかが満たす場合、減価償却資産の耐用年数の短縮が認められている。（法人税法施行令第57条第1項、法人税法施行令規則第16条）。耐用年数の短縮が認められた場合、臨時に償却をする必要がある（法人税法施行令第60条の2第1項）。

(b) 減損会計への対応

以上のとおり、現行の法人税法で認められる固定資産の評価損は、ごく限られた範囲にとどまる。また、耐用年数を短縮した場合の損金算入の規定も、基本的には、取得費用の期間配分のための手続きとして、減価償却計算に見積りの変更を生じた場合を規定するものであり、固定資産の帳簿価額が回収可能かどうかの評価を明示的に行うものではない。

確かに、固定資産の評価減や耐用年数の見直しとなる事由は、現在検討されている減損会計における減損の認識要因となるであろう。しかし、現行の法人税法の枠組みのもとでは、減損会計によって計上される損失がすべて損金に算入されるわけではない。しかし、今のところ、減損会計に関連する税法上の対応を検討する動きは見られない。固定資産の減損が税法上損金として認められない場合、利益計算において会計と税務で不一致が生じることになり、税効果会計との関係が問題となってくる。また、償却資産の場合には、償却計算を会計と税務で二重に行わなければならない、実務負担が大きくなると考えられる。

4. 減損会計導入に向けた準備

(1) 事前対応

固定資産の減損会計を適用するにあたり、企業が事前に検討しておくべきこととして次の点が挙げられる。

a. 遊休資産の方針決定

遊休資産として、不動産と機械設備のケースで見してみる。まず、遊休不動産は、事業のために使用されていないことから、減損の兆候ありとされる可能性が高い。しかも、キャッシュ・フローを生み出していないため、減損の兆候がある場合には、そのまま減損認識すべき資産とされる。遊休不動産は、使用価値を算定することができないため、回収可能価額は売却可能価額によって算定することになる。つまり、遊休不動産については、期毎に正味売却価額を算定し、これと帳簿価額とを比較して減損認識の要否を調査しなければならなくなる可能性が高い。このように遊休不動産は、将来キャッシュ・フローを生まないうえに、減損損失の計上の可能性から、経営の不安定要因とも成り得る。したがって、遊休不動産を保有する企業は、減損会計導入前に、事業化のための計画を策定するか、売却するかといった方針を社内で確定させておくことが必要となろう。

一方、遊休設備の場合、事業化する計画がない場合には、回収可能価額として正味売却価額が算定されることになる。設備の場合、市場がほとんど存在しないことから正味売却価額はスクラップとしての価値しかない場合も多いと考えられる。遊休設備の場合にも、事業化のため有効活用するよう、追加投資などを行うのか、それとも現時点において売却するかの選択をしなければならない。

遊休資産の回収可能価額として、正味売却価額ではなく使用価値で算定することが認められるための事業化のポイントとして、次の点が挙げられる¹¹。

将来の用途等が経営計画等によってオーソライズ（文書化も含む）されており、取締役等によって承認されていること。

当該経営計画等は、会社にとって資産、人材、ノウハウ等の点から実現可能であること。

当該経営計画等には経済的合理性があること。

b. 資産グループの画定

減損会計は、資産グループ単位で適用される。企業は保有するすべての資産グループについて、每期減損の兆候が見られるかどうかを確認することが必要になる。このため、減損会計導入の前に、保有する資産について資産グループを画定することが必要となる。

この資産グループは、見かけ上は独立したキャッシュ・フローを生成すると見られても、企業の方針として他の資産と一体として運営する場合もある。例えば、地域別カンパニー制を採っている企業は、カンパニー毎に資産グループを形成すると考えられる。組織上区

¹¹ 中央青山監査法人研究センター（編）「減損会計基準ガイドブック」による。

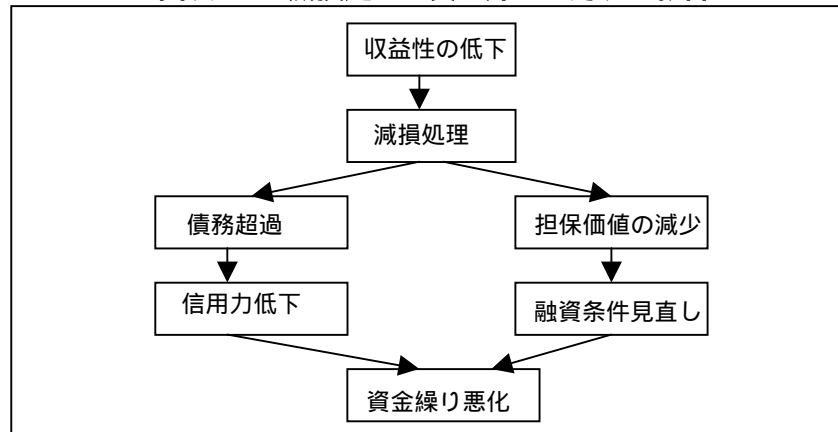
分されていない場合には、例えば、各地にチェーン店舗を展開する企業の場合、企業全体として収益をあげていくのか、地域毎なのか、あるいは各店舗毎なのかといったことを、経営方針として事前に明確にしておく必要がある。

c. 減損損失の試算

減損会計導入によって損失計上を余儀なくされた企業は、期間利益でカバーするか、含み益のある資産を売却して損失を相殺することで財務内容の悪化を極力抑えようとするだろう。こうした対応ができなければ、減損による資産の帳簿価額の減価がそのまま資本の減少となり、場合によっては債務超過に陥る可能性もある。この場合、企業の信用力は低下し、取引先への支払い条件の悪化や金融機関の融資条件の見直しなどを通じて、資金繰りが悪化する可能性がある。

また、金融機関に融資の担保として提供している資産グループにおいて減損が認識され、帳簿価額が引き下がると、場合によっては担保条件等が見直される可能性もある。このように、減損の規模によっては、企業の資金繰りを悪化させ、経営の根幹を揺るがすような問題へと発展することもあり得る。こうしたことから企業は減損会計導入を前に、自社の固定資産に減損会計を導入した場合に財務諸表にどのようなインパクトを与えるかを把握するために、減損会計導入のシミュレーションを行い、予想される減損損失を試算するとともに、必要に応じて対応策を検討することが求められる。

図表 19 減損処理の資金繰りに対する影響



(2) 社内管理体制の見直し

減損会計は、将来のキャッシュ・フロー予測に基づく資産価値の概念を初めて明示的に財務会計に導入することになる。この観点から、次のような措置が必要になると考えられる。

a. 将来事象の把握体制の整備

これまでの財務会計は、事業を行った結果としての数値に基づいて処理が行われてきた。しかし、減損会計においては、経営環境の変化などによって将来の収益性の低下が見込まれる場合、将来キャッシュ・フローに基づいた使用価値を見積り、減損処理が行われる。つまり、事業遂行の結果としての財務上の数値に加えて、将来に係わる事象も財務諸表に

影響を与えることになる。このため、企業は、自社保有の資産の稼働状況や将来の見通しについて定期的に管理し、将来キャッシュ・フローを把握するための社内体制を整備することが必要になると考えられる。

b. 資産価値に基づく収益性管理

減損会計は、キャッシュ・フローに基づいた資産価値の減価を財務諸表に反映させる手続きである。このため、企業は、資産価値を高める観点から収益性を管理することが必要となる。このためのポイントとして、次の点が挙げられる。

(a) 投資の意思決定

第1は、投資案件を資本コストとの比較で収益性を評価することで投資の意思決定を行い、投資案件実行後も経営環境の変化に応じて収益性が低下していないかを定期的にチェックすることである。具体的には、投資の意思決定をする際、将来キャッシュ・フローを予測し、それが資本コストよりも高い収益率を獲得することを見込めるかどうかを重要な決定要因とするのである。また、一度投資した案件でも、定期的に、当初期待した以上の収益が上がっているのか、あるいは経営環境等の変化によって当初の予測を修正する必要はないか等を管理し、修正が必要な場合には、迅速に新たな収益予測を見積り、その対応策について全社的に検討を行うような仕組み作りが必要となろう。

(b) 経営指標

第2は、経営指標として、財務会計上の営業利益や経常利益といった指標だけではなく、資産価値ないし企業価値を考慮した指標も併せて活用することである。これにはフリー・キャッシュ・フローとEVAが代表的である。

フリー・キャッシュ・フロー（Free Cash Flow：FCF）とは、文字どおり企業が自由に使えるキャッシュのことであり、一般的には「本来の事業活動から生み出されたキャッシュ・フローから税金を差し引いたもの」と定義され、通常、次の式で計算される。

$$\text{FCF} = \text{NOPAT} + \text{減価償却費} - \text{投資} \pm \text{運転資本増減}$$

NOPATとは「Net Operating Profit After Tax」の略で、経常利益に支払利息を足し戻し、税金を差し引いたものである。これにキャッシュの流出を伴わない費用（減価償却費等）を足し戻し、逆に、費用ではないがキャッシュとして支払う必要のあるもの（設備投資等の取得に伴う支出）を差し引く。さらに、運転資本（売上債権＋棚卸資産－仕入債務）の増加分を控除（または減少分を付加）することでFCFが得られる。

一方EVA¹²とは、米国のコンサルティング会社スターン・スチュアート社が開発した経営指標で、投下資本に対し企業が生み出す経済的利益で、次の式で求められる。

$$\text{EVA} = \text{NOPAT} - \text{投下資本} \times \text{資本コスト}$$

¹² EVAは、1982年、コカ・コーラによって最初に経営指標として導入され、その後、世界中の多くの企業に採用されている。また、EVAは経営指標としてだけでなく、企業評価手法としても広く用いられており、米国の投資銀行のアナリストレポートやカルフォルニア州職員年金基金（カルパース）などの有力投資家が投資判断基準として採用している。なお、EVAはスターン・スチュアート社の登録商標である。

つまり、NOPAT から、投下資本に対して資本提供者が受け取ることを期待するリターンを差し引いたものである。資本提供者の期待リターンは、事業に投下した資本額に資本コストを掛け合わせることで得られる。

フリー・キャッシュ・フローは、減損会計におけるキャッシュ・フローの概念に非常に近いものである¹³。EVA は、経営指標として使いやすくするために、フリー・キャッシュ・フローに期間損益の要素を取り入れている。こうした違いはあるものの、両者とも資産価値ないし企業価値を算定するために有用である。

c. 手続きの文書化

減損会計の導入によって、販売予測に基づいた将来キャッシュ・フローの見積りや資本コストの推定等が初めて財務会計に導入されることになる。このような予測や推定に基づいたデータの信頼性や会計処理の透明性を確保するため、減損会計で使用されるデータの選定や処理プロセス等を社内手続きとして文書化することが必要であろう。

5. おわりに

減損会計を初めて導入した米国では、事業のリストラクチャリングをする際の会計上の指針として導入されたが、日本では、不動産などの含み損を明らかにし、企業の財務内容の透明性を高めるという役割も担っている。バブル崩壊の影響で、依然として不動産などに含み損を抱える企業が多い中、長引く不況によって、企業の収益力は低下しており、含み損を償却する体力も低下している。このような状況下での減損会計導入となるだけに、企業においては事前の準備を十分に行うとともに、資産価値を高める観点から収益性を管理する体制を早急に整備することが必要であろう。

以上

【参考文献】

- ・ 中央青山監査法人研究センター「減損会計基準ガイドブック」中央経済社、2002
- ・ 小沢善哉「図解ひとめでわかる時価・減損会計（第2版）」東洋経済新報社、2002
- ・ 『企業会計』（2002年11月号）中央経済社
- ・ 小林健吾「利益計画・予算のための販売予測」中央経済社、1992

¹³ フリー・キャッシュ・フローは税金を控除するが、減損会計のキャッシュ・フローは税金を控除しない。